

JMCC通信

VOL.58

発行日/2025年 7月吉日 発行/日本医療介護協同組合 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目4番地8号 <https://jmcc.or.jp/>



職場における熱中症対策の法律改正 —罰則付き義務化—

近年の厳しい暑さで深刻な熱中症の事故が増えていることを受けて、熱中症による悲しい事故を防ぐために、厚生労働省は令和7年6月1日から労働安全衛生規則を改正し、新しいルールがスタートしました。

この改正規則では、**労働者を雇用するすべての事業者**に対して、労働者への熱中症対策を義務付けており、事業者が熱中症対策を適正に行わなかった場合には、**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則（労働安全衛生法第119条）**が科せられます。

改正のポイント

- ①体制の整備（連絡先や担当者を決める）
- ②必要な措置の手順を作成
- ③関係者への周知の

具体的な周知方法案

- ①職場（現場）に体制表や措置手順を掲載したポスターを掲示する
- ②会議で周知する
- ③メールなどで周知する

上記のような事前の準備や周知をしっかり行っただけで、暑さの中で作業をする際には、作業前にしっかりと水分や塩分をとってもらう声かけをすることが、事業者の皆さまにとってとても大切になります。

熱中症による事故は残念ながらまだ起きており、場合によっては**事業者の方が責任を問われてしまう**こともあります。改正されたルールは**6月1日**からスタートしていますので、無理のない範囲で早めのご対応をいただけますと安心です。



各国版の「熱中症の予防について
のリーフレット」



フローチャート

事業場の会議室や休憩所などの**わかりやすい場所へ**掲示してください



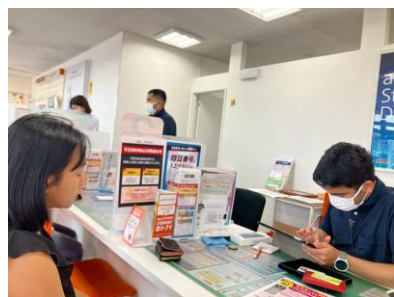
外国人介護人材に関するちょっとしたお話

先日、定期訪問の際に、実習生からスマートフォンのSIMカードを購入したいと相談があり、手続きをお手伝いしました。

しかし、事前に予約をして店舗へ行ったものの、どのキャリアでも審査に通らず、契約ができず。



事前予約してSIMカード購入にワクワク



2軒目のお店で手続き

別の特定技能の方も、クレジットカードの審査に何度も落ちてしまい、契約に苦労している様子でした。こうした背景もあり、最近は外国人介護人材の実習生や特定技能の方の間で、マイナンバーカードを作る人が増えています。

「マイナンバーカードがあると審査が通りやすい」という情報を、どこかで耳にしているようです。

ただし、**注意が必要**です！

外国人の方は在留期間を延長した際、マイナンバーカードも有効期限内に更新手続きをしないと、カード自体が失効してしまいます。

せっかく取得しても使えなくなならないよう、更新手続きの期限にはご注意ください。

(再発行するには手数料がかかります。)

なお、今回スマートフォンの契約については、後日ネット申し込みで無事に完了することができました。



対応してくださった店員は、バングラディッシュの方。とても日本語がお上手で親切



店舗での契約が難しい場合は、オンライン申し込みという方法も選択肢の一つです。



お問い合わせは
こちらへ



日本医療介護協同組合 <https://jmcc.or.jp/>

〒101-0055 東京都千代田区神田錦町1丁目4番地8号
ブロードビル B1F

TEL 03-3221-7010



有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-311547
監理団体許可番号 許 1804000187
登録支援機関登録番号 20登-003476